

# 道路・水路の寄附

久留米市では地域の生活環境向上のため、道路及び水路の寄附受納を行っております。

## 寄附手続の流れ

- ① 寄附調査依頼書の提出（申請者から久留米市）
- ② 現地調査に基づく文書による回答（久留米市から申請者）：最短で1か月半程度
- ③ 回答に基づく条件整備（申請者）
- ④ 条件整備完了確認（久留米市）：申請者の連絡から1週間程度
- ⑤ 寄附申込書の提出（申請者から久留米市）
- ⑥ 測量・分筆・所有権移転登記の業務委託～寄附完了（久留米市）：3か月～4か月程度
- ⑦ 寄附受領書の送付（久留米市から申請者）

## 費用負担

寄附範囲明示	土地所有者
支障物撤去	
官民境界確定（未確定又は事跡が古い場合）	
相続登記	
測量・分筆登記・所有権移転登記	市

## 寄附の条件

市へ寄附をご希望されても、**お受けできない場合があります**のでご了承ください。

市が寄附を受ける際の条件の一例として以下のようなものがあります。なお、条件は個別判断となりますので、詳細についてはお尋ねください。

- 1、道路の拡幅の場合、現在の道路幅員が1.8m以上あること。
- 2、**私道の場合、道路幅員が4m以上あること。**  
但し袋路状道路の場合、更に条件が付きます。
- 3、水路の場合、原則として水路脇に一定幅の管理用通路があること。

## 問い合わせ先

久留米市 都市建設部 路政課（市庁舎10階）

電話：0942-30-9076 FAX：0942-30-9712

（田主丸町、北野町、城島町、三潴町の寄附は各総合支所環境建設課が窓口です。）

※なお、建築に伴い**セットバック義務が生じる場合の寄附は、建築指導課（市庁舎13階）での受付**（電話：30-9089）となります。